

広島県告示第百二二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
引野町六百二十六地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号から七号までを令和三年十二月二十七日広島県告示第千二百二十七号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱七号から十号までを順次結んだ線及び標柱十号と一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱四号は告示で指定した土地に存する標柱四号と三号を結んだ線上に存するものとし、標柱五号、六号及び七号は告示で指定した土地に存する標柱三号、二号及び一号と同一とする。

郡市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
福山市		引野町				沖浦山		七六二六番五	標柱一号		
								七六二六番三	標柱二号		
								七六二六番二	標柱三号及び四号		
								七六二六番六	標柱五号及び六号		
								七六二六番一五	標柱七号及び八号		
								七六二六番二二	標柱九号		
								七六二六番二三	標柱一〇号		

